

耐震改修に関する支援制度

無料耐震診断及び耐震改修に対する補助

扶桑町では、木造住宅の無料耐震診断及び耐震改修に対する補助制度により、住宅の耐震化を支援しています。

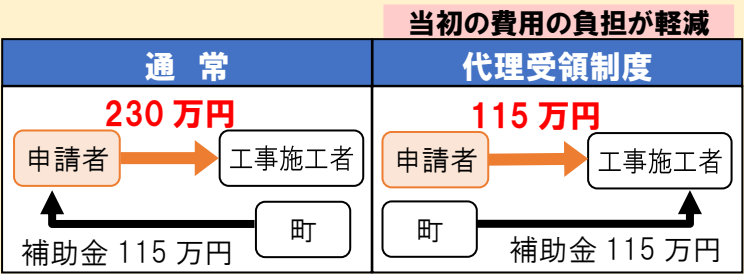
■無料耐震診断	対象となる住宅	在来軸組構法又は伝統構法の木造住宅 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した住宅
	対象者	対象となる住宅の所有者
■耐震改修費補助	対象となる住宅	旧耐震の木造住宅で、扶桑町が実施している「無料耐震診断」の結果、判定値が 1.0 未満、又は(一財)愛知県建築住宅センターが実施する住宅耐震（現地）診断において、得点が 80 点未満のもの
	対象となる改修工事	地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事を含む改修工事で、判定値を 1.0 以上とする耐震改修工事（ただし、1.0 未満と診断された階別方向別上部構造評点を、判定値に 0.3 を加算をした数値以上とするものに限る）
	補助金額	耐震改修工事費（工事費及び改修設計費を合算した額で 115 万円又は 80%のうち少ない額）
■段階的耐震改修費補助	対象となる住宅	旧耐震の木造住宅で、扶桑町が実施している「無料耐震診断」の結果、判定値が 0.4 以下、又は(一財)愛知県建築住宅センターが実施する住宅耐震（現地）診断において、得点が 40 点以下のもの
	対象となる改修工事	耐震改修工事を、一段目と二段目に分けて行う工事 ①一段目 判定値を 1.0 以上とする補強計画に基づき、その一部を工事することにより、総合判定を 0.7 以上 1.0 未満とする工事 ②二段目 一段目耐震改修工事により補助金の交付を受けた旧基準木造住宅について、判定値を 1.0 以上とする工事
	補助金額	①一段目 耐震補強工事費及び改修設計費を合算した額で、60 万円又は耐震補強工事費の 80%のうち少ない額 ②二段目 耐震補強工事費で、40 万円又は耐震補強工事費の 80%のうち少ない額とし、租税特別措置法第 41 条の 19 の 2 に規定する所得税額の特別控除の額を差し引いた額
■木造住宅除却費補助	対象となる住宅	延べ床面積 30 ㎡以上の旧耐震の木造住宅で、耐震改修費補助の対象となるもの、又は「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」を用いた耐震診断において倒壊の危険性があると診断がされ、町長が診断の妥当性を判断できたもの
	対象となる改修工事	対象となる住宅を 1 棟全て除却する工事（ただし、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するものに限る）
	補助金額	除却工事費（20 万円又は補助対象事業に係る経費に 100 分の 23 を乗じて得た額のいずれか少ない額）

補助金の代理受領制度

扶桑町では、補助金の申請者（建物所有者等）からの委任により、補助対象工事を実施した工事施工者等が、補助金の受領を代理で行うことができる代理受領制度を導入しています。

住宅に係る耐震改修促進税制

旧耐震基準によって建築された住宅について、現行の耐震基準に適合させるための耐震改修工事を実施した場合には、所得税額の特別控除及び固定資産税額の減税措置を受けることができます。扶桑町では、耐震改修工事を実施した方に、制度の周知をしていきます。



扶桑町

耐震改修促進計画

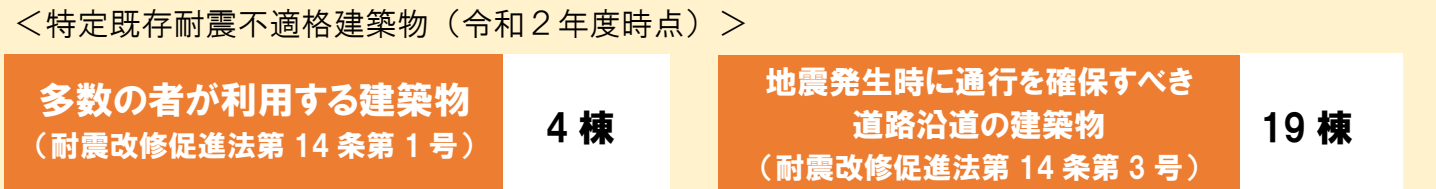
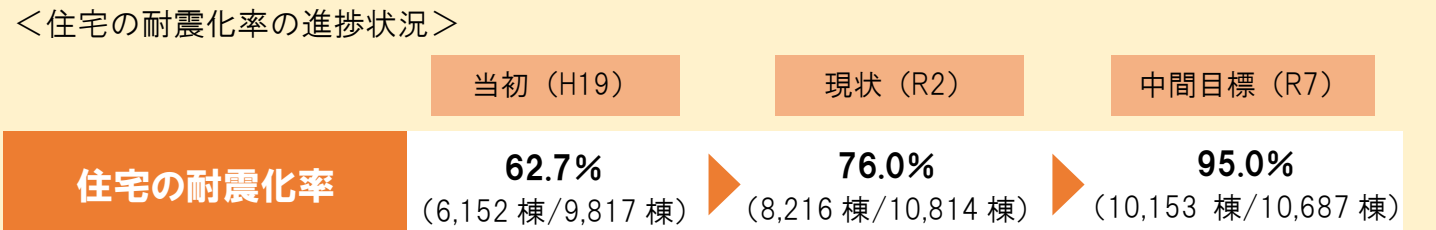
ふそう耐震プラン 2030 概要パンフレット

愛知県においては、南海トラフ巨大地震のような大規模な地震の発生が危惧されています。こうした状況の中、速やかな地震防災対策の推進が望ましく、地震による人的被害や経済被害を減らす対策としては、住宅・建築物を耐震化し、倒壊等の被害を防止することが重要です。

本計画はこうした状況を踏まえ、令和 2 年度までを期間としていた「扶桑町耐震改修促進計画」を改訂し、新たな目標とその実現を目指した取組を示すものです。

住宅・建築物の耐震化の現状と目標

住宅及び特定建築物について、中間見直し年度の令和 7 年度に向けての具体的な目標を定め、令和 12 年度に向けて耐震性のない建物の概ね解消を目指します。



【問い合わせ先】

扶桑町 総務部総務課総務グループ

TEL:0587-93-1111 FAX:0587-93-2034 e-mail: soumu_sc@town.fuso.lg.jp

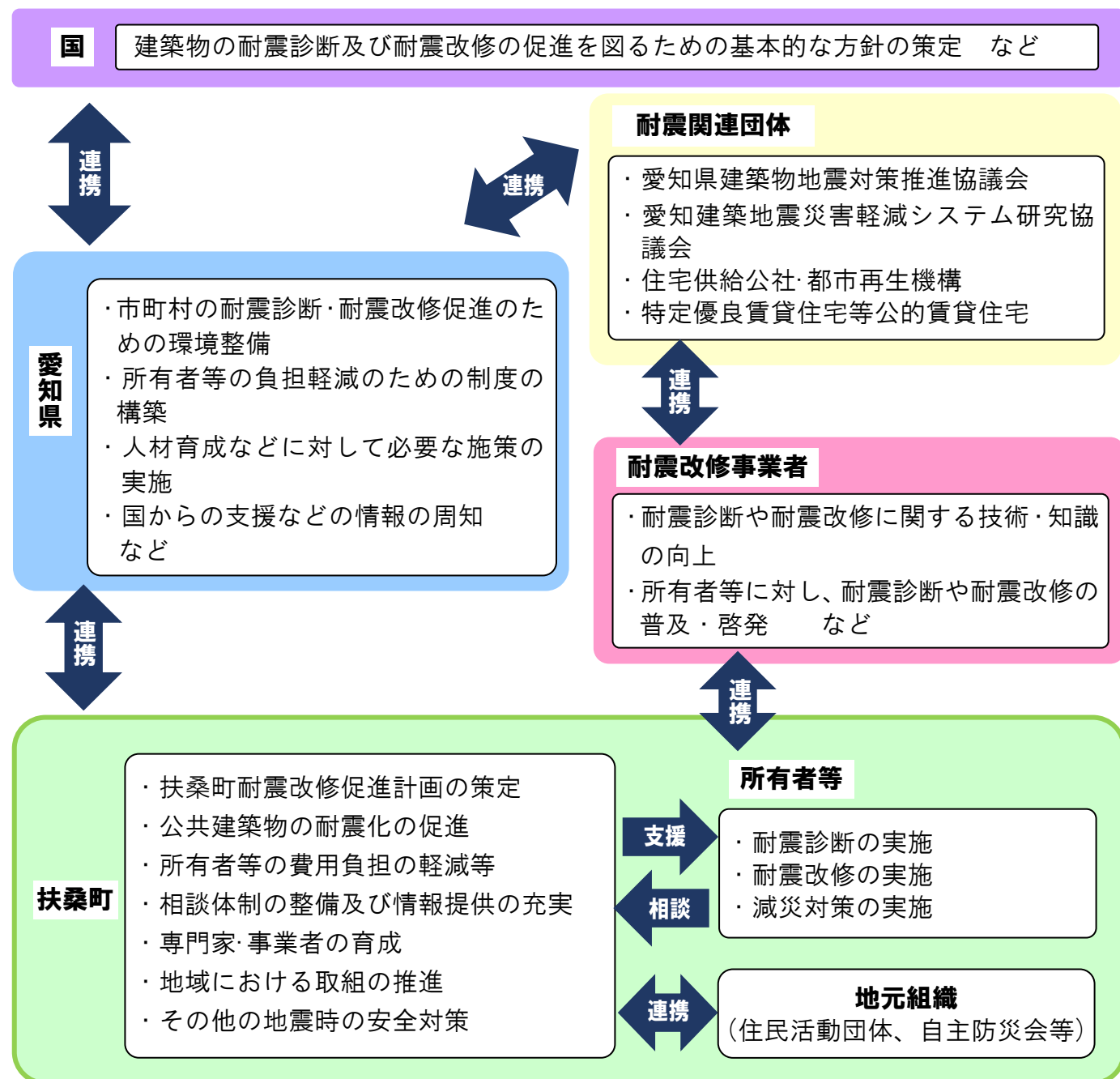
耐震化及び減災化促進の基本的な方策

耐震化及び減災化に向けた役割分担

住宅・建築物の耐震化及び減災化を促進するためには、まず、住宅・建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

扶桑町は、国や県と連携し、本計画で示している目標を実現するため、こうした所有者等の取組をできる限り支援します。また、これまで以上に迅速に耐震化・減災化を確実に実行していくという観点から、役割分担を図りながら、所有者等にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築などに取り組み、耐震化・減災化の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本とします。

国・愛知県・扶桑町・所有者等の役割



耐震化への取組

耐震化促進の体制を整備します

円滑な住宅・建築物の耐震化の促進のため、関連する機関や団体等と連携し、計画の進捗状況等の情報を共有して的確に取り組んでいきます。

- 愛知県との連携
- 公共施設管理者間の連携
- 住民活動団体等との連携
- 愛知県建築物地震対策推進協議会との連携
- 自治会やNPO、ボランティアの主体的な活動を支援

耐震診断・耐震改修・減災化対策の相談窓口を充実します

扶桑町では、総務課、都市整備課及び災害対策室に住宅・建築物の耐震化・減災化の相談窓口を設置し、相談に応じています。また、相談に応じる町職員の専門知識の取得に一層努め、いつでも適切な対応ができるよう相談窓口を充実していきます。

関連する安全対策

住宅・建築物の耐震化については、個別の事情等により困難な場合があります。また、地震から生命・財産を守るためには、住宅・建築物の構造を耐震化するだけでは充分とはいえません。そのため、減災化にも寄与する以下のような取組を推進します。

- 耐震シェルター等の設置
- ブロック塀の安全対策
- 家具転倒の防止等
- 敷地の安全対策
- 地域ぐるみの防災・減災体制の充実

耐震化の普及・啓発

住宅・建築物の倒壊を防ぐ耐震化を促進するとともに、出火や延焼等による二次被害を防止するためには、町民一人一人が生命と財産を守るという意識を共有していくことが大切です。

扶桑町では、住宅等の耐震化を普及するとともに、被害が発生してしまった場合の救助等についても、分かりやすい周知に取り組んでいきます。

- 洪水地震防災マップの作成、全戸配布（平成31年）
- 耐震改修に係るパネルを展示（役場内及び町内の大型商業施設に設置）
- 地域防災リーダー養成講座の開催（毎年開催）
- 回覧板や、町ホームページ及び町広報等での情報提供
- 防災訓練・講演会や、町内会・自主防災会等のイベントでのPR
- ひまわりあんしん情報メールを活用した周知